

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準

1 評価項目、審査基準及び配点

評価項目	審査基準	配点
1 応募動機について	○動機について ○福祉の向上及び増進を見据えたものか	5
2 法人の経営基盤・活動実績・理念などについて	○安定した事業運営を継続できること ○児童の福祉や教育に関する理解や取組み姿勢 ○活動実績の状況	5
3 留守家庭児童育成室の運営方針について	【児童の健全育成に対する取組みや方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか ○堅実性や継続性が高いか ○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	15
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について ○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か ○保護者支援の姿勢	10
	【学校との連携】 ○学校との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	5
4 支援を要する児童の受入について	○障がい児に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援などの対応が可能か	10
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	10
6 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか ○安全に対する意識や取組み姿勢が十分か	10
7 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	5
8 職員体制について	○児童に関する知識や経験を有する者が配置されるか ○安定して継続的に配置できるか	10
	○労働過重とならないよう配慮がなされているか	5
	○職員の質の向上に努めているか	5
9 収支計画書について	○事業費の積算が合理的か ○事業費の配分が適切か ○充実した事業運営が実施できると認められるか	5
合計		100

2 採点の基準

項目ごとに、次の通り 5 段階評価して採点し、合計点数を求める。

～ 5 段階評価～

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 特に優れている | 配点の 5 分の 5 |
| (2) 優れている | 配点の 5 分の 4 |
| (3) ふつう | 配点の 5 分の 3 |
| (4) やや劣っている | 配点の 5 分の 2 |
| (5) 劣っている | 配点の 5 分の 1 |

3 1 次審査（書類審査）

留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）の構成員全員から 60 点以上の採点を獲得しており、かつ全評価項目において誰からも「劣っている」の評価を受けていない応募者を一次審査通過事業者とする。

4 2 次審査（プレゼンテーション）

選定会議の構成員全員から 60 点以上の採点を獲得しており、かつ全評価項目において誰からも「劣っている」の評価を受けていない応募者の内、全構成員の採点合計が最上位の事業者を最優秀提案者として選考する。

最上位の事業者が 2 者以上あるときは（同点の場合）、当該事業者の内、一次審査における採点合計の最も高い事業者を選考する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。